

# 全国労保連フリーランス規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、全国労保連フリーランス（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所所在地)

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区五番町12-3に置く。

### (目的)

第3条 本会は、労災保険特別加入等福利厚生面の向上並びに安全衛生関係等について会員の便宜を図ることを目的とする。

### (委託規定)

第4条 本会の労災保険特別加入に関する事務処理については、労働保険事務組合に委託することができる。

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 労災保険特別加入に関する一切の事務処理及び保険料納付に関する事。
- (2) 業務上及び通勤途上災害の発生に伴う諸手続に関する事。
- (3) 会員の業務災害の防止につながる安全衛生関係措置に関する事。

## 第2章 会員

### (会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、日本国に居住する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第12号に定める事業（以下「特定フリーランス事業」という。）を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及び当該事業に従事する者

- (2) 本会の設立又は運営に貢献し、労災保険特別加入制度について知見のある者
- (3) 本会の目的に賛同し、本会が定めた所定事項を登録した者
- (4) 本会の事業を賛助する個人又は団体

(加入)

- 第7条 本会に入会しようとする者は、前条各号の会員の資格に応じた所定の加入申込書を本会に提出しなければならない。
- 2 前条第1号の会員の資格により加入する者は、特定フリーランス事業に係る労災保険の特別加入の申請を行い、承認を得るものとする。
  - 3 会員は、前条各号の会員の資格に応じ、それぞれ1号会員、2号会員、準会員、賛助会員とする。
  - 4 入会を希望する者が会員として不適格と認められる場合は、その者の入会を拒否することができる。

(資格の喪失)

- 第8条 会員は次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 第6条各号の要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 所定の脱退届を提出したとき。
  - (3) 第10条の義務を果たさず団体を除名されたとき。

(会員の権利)

- 第9条 会員は当会の事業に対し、資格に応じ均等の取扱いを受ける権利を有する。

(会員の義務)

- 第10条 会員は次の義務を負う。
- (1) 本会規約及び諸規程等を遵守する義務
  - (2) 1号会員については、所定の入会金、会費及び労働保険料を納付する義務

### 第3章 機関

(機関の種類)

- 第11条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総会
  - (2) 理事会

(総会の決議事項)

第 12 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 事業の年間計画、結果報告に関する事項
- (3) 予算、決算及び資産、財産の処分に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 本会の解散に関する事項
- (6) その他重要な事項

(総会の構成)

第 13 条 総会は、本会の最高決議機関であって 1 号会員及び 2 号会員をもって構成する。

(総会の成立)

第 14 条 総会は、総会構成員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。

(定時総会)

第 15 条 定時総会は、毎年事業年度終了後 3 カ月以内に会長が招集し開催する。

(臨時総会)

第 16 条 理事会が必要と認めたときは、会長が臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第 17 条 会長は、総会を招集するときは、開催理由、日時、場所、議題等を開催日の 10 日前までに文書又は電磁的方法により 1 号会員及び 2 号会員に通知しなければならない。

(総会の決議)

第 18 条 総会の決議は、出席者の過半数以上の同意により決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 第 26 条に定める役員は、議長となる場合を除き、議決権を有しない。
- 3 1 号会員は、議決権の行使について、議長に対して包括委任することができる。ただし、所定の書式で申し出ることにより、当該包括委任を撤回することができる。

- 4 第17条の定めにかかわらず、前項の包括委任をしている会員に対しては、総会の招集の通知をすることを要しない。ただし、当該会員から通知を要求された場合は、この限りではない。
- 5 総会の構成員で総会に出席することができない者は、あらかじめ総会の議案について賛否を表明した書面又は委任状により議決権を行使することができる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席した2号会員の互選により選出する。

(総会の採決)

第20条 総会の採決は、挙手又は直接無記名投票のいずれかによる。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事の2名が署名する。

(理事会)

第22条 理事会は、総会より次の総会までの期間、当会業務の執行に当たり総会に対して責任を負う。

(理事会の構成)

第23条 理事会は、会計監事を除く役員で構成し、会長が隨時招集し開催する。

(理事会の成立及び決議事項)

第24条 理事会は、会計監事を除く役員総数の過半数以上の出席によって成立する。  
2 理事会の議長は、会長があたり、議事の決定は出席理事の過半数以上の同意により決定する。

(理事会の議事録)

第25条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席理事2名が署名する。

## 第4章 役員

### (役員)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 理事3名以上8名以内
- (4) 会計監事1名

### (役員の任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再選を妨げない。

- 2 臨時の改選又は補充により就任した役員の任期は、前任役員の残任期間とする。
- 3 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでの間役員の職務を行う。

### (役員の任務)

第28条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、当会業務を執行するとともに、理事会の議長となり理事会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、当会の業務を連帶の責任で運営する。
- (4) 会計監事は、常に本会会計の厳正を期するため、会計上の帳票、記録等を監査する。

### (役員の選任)

第29条 理事及び会計監事は、本会の1号会員及び2号会員の中から総会において選出する。選出は、総会出席会員の無記名投票による。

- 2 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事及び会計監事の選出は、総会出席会員多数の同意があるときは、指名推薦によって行うことができる。

4 指名推薦による場合の被指名人の選出は、その総会において選任された選考委員が行う。

5 選考委員が被指名人を決定したときは、その総会に諮り、出席会員多数の同意を得て決める。

(会長、副会長の選任)

第 30 条 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出する。

(役員の辞任)

第 31 条 役員が病気その他やむを得ない理由で辞任するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

顧問及び相談役は、重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

(職員等)

第 33 条 本会に事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

## 第 5 章 会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費の支弁)

第 35 条 本会の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 入会金

(2) 会費

(3) 臨時会費

(4) 寄付金

(5) 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会から受け入れた出資金又は預入金

(6) 預金利子等の雑収入

(入会金、会費及び労働保険料の納付)

第36条 1号会員は毎年3月に、翌年度1年分の会費及び労働保険料を一括納付しなければならない。

2 新たに1号会員となる者は、加入するときに、入会金、加入月から翌年3月までの会費及び労働保険料を一括納付しなければならない。

ただし、本会が認める場合は、入会金の納入を免除することができる。

3 1号会員が本会を脱退するときには、脱退日の属する日の翌月から3月までの月数により計算した労働保険料を返還し、入会金及び会費は返還しない。

(入会金、会費及び労働保険料)

第37条 前条の入会金、会費及び労働保険料は、次のとおりとする。

(1) 入会金は1,000円とする。

(2) 会費は、1人1か月500円とする。

(3) 労働保険料は法定額とする。

(臨時会費)

第38条 本会の維持費に不足が生じたときには、総会の決議により臨時会費を徴収することができる。

(予算・決算)

第39条 理事会は、毎年度の予算及び決算について会計監事の監査を受けた後、総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計処理)

第40条 本会の会計処理は、理事会が責任を負う。

2 理事会は、会計帳簿を常に整備し、1号会員及び2号会員の申出があったときは閲覧させなければならない。

## 第6章 解散

(団体の解散)

第41条 本会の解散は、総会において出席会員の4分の3以上の同意により決定する。

(財産処分)

第42条 本会解散による財産の処分は、総会において定める。

**附則**

1 この規約の変更・改廃は、総会の承認を得て行う。

2 この規約は、令和7年8月27日から施行する。

3 設立当初の2号会員は、次に掲げる者とする。

岡部 正治、長尾 雅昭、館岡 瞳彦、小玉 隆一、三宅 千秋、佐野美佐子、  
北原 勉、前田 芳延

4 設立当初の役員は、次に掲げる者である。

(1) 理事 岡部 正治(会長)、長尾 雅昭(副会長)、館岡 瞳彦、小玉 隆一、  
三宅 千秋、佐野美佐子、前田 芳延

(2) 会計監事 北原 勉

**附則**

この規約は、令和7年11月25日から施行する。